

厚生労働科学研究費について

1. 新独法の対象となる経費（医療分野の研究開発に関する経費）

○ 疾病の治療法、診断法等の医療技術の開発に関するもの

- ・ 幹細胞による次世代の低侵襲軟骨再生治療の開発と臨床応用の研究
- ・ 非血縁者間同種末梢血幹細胞移植の安全性と移植成績向上に関する研究
- ・ 急性期脳卒中への内科複合治療の確立に関する研究

等

○ 医薬品の開発に関するもの

- ・ 小児難治性ネフローゼ症候群に対する新規治療薬の開発のための多施設共同臨床試験
- ・ 腹膜播種を伴う胃がんに対するパクリタキセル腹腔内投与併用療法の第Ⅲ相臨床試験
- ・ 心筋梗塞に対するエポエチンベータによる心機能改善効果の研究

等

○ 医療機器の開発に関するもの

- ・ レーザー消化管内視鏡治療装置の開発
- ・ 24時間機能可能な携帯型人工臓器の開発
- ・ 深部機能画像診断のための超音波画像化技術の有用性検証

等

2. 新独法の対象外となる経費（医療分野の研究開発以外に関する経費）

○ 医療分野以外の調査研究に関するもの

- ・ がれき処理作業など短期間作業にも対応可能なアスベストの簡易測定方法の研究
- ・ 室内環境における準揮発性有機化合物の多経路曝露評価に関する研究

等

○ 厚生労働省の実施する政策の推進、評価に関するもの

- ・ 特定保健指導の階層化基準外の者の保健指導の有効性に関する研究
- ・ 医療資源の必要量の定量と医療評価のあり方に関する調査研究
- ・ 医療給付制度への応用のための医療経済評価における技術的課題に関する研究

等

○ 厚生労働省の行う危機管理に関するもの

- ・ 災害時における医療チーム派遣及び関係機関との連携のための研究
- ・ 健康危機管理・テロリズム対策のための情報共有基盤の整備に関する研究

等